解散公告

当社は、平成二十六年三月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

京都府舞鶴市字小倉一三五番地の四

有限会社永井工業所

清算人　永井　澄則

解散公告

当社は、平成二十六年一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

京都府京都市山科区四宮神田町四二番地七

株式会社アドックス

代表清算人　吉野　光昭

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

京都府宇治市木幡北畠一番地

有限会社フタバピアノショップ

清算人　加藤　正治

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

大阪府富田林市錦織南一丁目一番七号

有限会社米田商店

清算人　曽川　艶子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

大阪府東大阪市新池島町一丁目一七番二三号

株式会社雄飛社

代表清算人　中谷　至孝

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

広島県広島市南区黄金山町六二一番地一

株式会社黄金山霊園

代表清算人　阿部　哲茂

解散公告

当社は、平成二十六年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

香川県坂出市林田町四〇九四番地五

有限会社福江鉄工所

清算人　福江　美佐

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

福岡県福岡市西区能古字寺脇五一五番一号

特定非営利活動法人自然生活学校

清算人　橘　秀二

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

長崎市赤迫三丁目九番二九号

赤迫工房有限会社

清算人　河野　誠

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

沖縄県那覇市曙一丁目一四番二六号

南西食糧株式会社

代表清算人　仲村　久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月七日責任役員会の決議並びに北海道知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

北海道釧路市若竹町八番四号

宗教法人岸福寺

清算人　小野崎裕成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田三三番地一

財団法人会津民俗館

代表清算人　渡部　認

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

和歌山市豊原丁三丁目三番地

財団法人惠美診療所

代表清算人　齋藤　仁作

解散公告（第一回）

円山川右岸土地改良区は、平成二十六年二月二十四日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出られたく、土地改良法第六十九条第二項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

兵庫県豊岡市引野五二一番地

清算法人円山川右岸土地改良区

清算人代表　木村　基之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月十日開催の臨時社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、平成二十六年二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

広島県福山市宮前町二丁目二番一〇号

医療法人社団青藍会

清算人　甲斐　瑞枝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

札幌市北区北八条西四丁目二二番地中屋ビル

社団法人北海道美術文化振興協会

代表清算人　武田　清克